

薬物免責条項の解釈と適用

弁護士 永松裕幹

1. はじめに

個人自動車総合保険の人身傷害条項及び車両条項等には、保険者免責事由として、「麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合」が定められている（以下、「薬物免責条項」という）。

近時、危険ドラッグの氾濫や処方薬依存が社会的問題となっており、薬物免責条項の適用の可否が争われた裁判例があることから、薬物免責条項の解釈とその適用につき、先行研究を踏まえつつ検討を加える。

2. 危険ドラッグ

危険ドラッグの多くは、麻薬や覚醒剤によく似た合成薬物を植物片に混ぜたり、水溶液で溶かして液体や粉末したものであって、麻薬や覚醒剤と同様の作用をもたらす非常に危険な成分が含まれている。そして、幻覚妄想、全身痙攣、異常行動・多動及び不安感などの臨床症例が報告されており、強い依存性があることも指摘される。

危険ドラッグに対しては、麻薬及び向精神薬取締法による麻薬指定や、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による指定薬物制度により、法規制がなされ、所持や使用の違法化が進んでいる。

3. 処方薬

処方薬の所持や使用は合法であるが、近時、医師より処方されたベンゾジアゼピン系の睡眠薬・抗不安薬（向精神薬）によって、身体的・精神的依存が形成されることが問題となっており、これらの向精神薬が覚せい剤に次ぐ我が国を代表する乱用薬物になっているとの指摘があり、処方薬について薬物免責条項の適用の可否が争われた裁判例がある。

4. 薬物免責条項の解釈

薬物免責条項が制定された趣旨は、薬物を体内に保有しながら運転すると、事故を起こしやすいという危険性の高さ及び非難可能性の強さにある。

ところで、薬物免責条項は、道路交通法第117条の2第3号の文言を援用しており、

同法第66条及び第117条の2の2第7号の文言を援用していない。そして、道路交通法117条の2第3号の規定は、「麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法の第3条の3規定に基づく政令で定める物」（以下、「麻薬等」という。）に限定しており、同法第117条の2の2第7号が定める麻薬等を除く薬物との間に、明確な差を設けている。

このことから、薬物免責規定において問題となる薬物は、「麻薬等」に限られ、道路交通法第66条の薬物一般を含む趣旨ではないと解釈されてきた。この解釈によれば、危険ドラッグや処方薬には薬物免責条項を適用できないこととなりそうである。

5. 考察

（1）危険ドラッグへの適用可能性

違法な危険ドラッグについて、薬物免責条項の適用可否が争われる事態が発生する可能性は、否定し難いと思われる。そこで、4項での解釈を越えて、危険ドラッグについて薬物免責条項の適用が可能かどうかにつき、先行研究を踏まえつつ検討する。

（2）処方薬への適用可能性

睡眠薬、抗うつ剤及び鎮痛剤等の処方薬を服用して運転中に発生した交通事故について、薬物免責条項の適用を否定した裁判例（名古屋地判平成16年1月30日交通民集37巻1号149頁及び東京地判平成23年3月16日金商1377号49頁）と、適用を肯定した裁判例（名古屋高判平成25年7月25日判時2234号115頁、原審岐阜地判平成25年2月15日判時2181号152頁）がある。

上記のとおり処方薬について薬物免責条項の適用を肯定した裁判例はあるものの、所持や使用に違法性のない処方薬について、薬物免責条項を適用することは困難であると考えられる。このように解したとしても、被保険者が、向精神薬の乱用者等であり重篤な副作用が発生することを予期し得たにもかかわらず運転をして、処方薬の影響によって事故が発生した場合には、別途重過失免責が成立する余地があると考えられる。